

日本橋税理士法人

発行 東京都中央区日本橋堀留町1丁目2番16号
灌田ビル5階

Tel 03-6410-6600 Fax 03-6410-6666

URL <http://www.hamahira.com>

News

編集 税理士 浜平 純一
取材 塩野・溝口・谷井・日山

地方法人税法の創設

地方交付税の財源を確保するための地方法人税について、納税義務者、課税の対象、税額の計算の方法、申告及び納付の手続き並びにその納税義務の適正な履行を確保するために必要な事項を定めました。

1、法律の概要

①納税義務者

法人税を納める義務がある法人

②税額の計算

・課税標準：各事業年度の所得に対する法人税の額

※利子配当等に係る所得税額控除等は適用せず
に計算。また、附帯税の額は除きます。

・税率：4.4%

③申告及び納付

・申告及び納付は、国（税務署）に対して行います。

・申告書の納付期限は、法人税の申告書の提出期限と同一です。

④その他

還付の手続き等及び罰則については、法人税と同様とする所要の整備を行います。

⑤適用区分

平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

2、地方税法案の改正

法人住民税の法人税割の税率を合計4.4%（都道府県分は1.8%、市町村分は2.6%）引き

下げます。

平成26年度税制改正

平成26年度の「所得税法等の一部を改正する法律案」が3月に国会で成立し、4月1日から施行されました。このうち、所得課税と法人課税について内容を紹介します。

1、個人所得課税

①給与所得控除の上限の引き下げ：給与所得控除の上限額が適用される給与収入1500万円（控除額245万円）を、平成28年より1200万円（控除額230万円）に、平成29年より1000万円（控除額220万円）に引き下げます。

2、法人課税（4月1日以後に開始する事業年度から適用）

①所得拡大促進税制の拡充

・給与等支給増加割合の要件の見直し：基準年度と比較して現行5%以上増加→25、26年度は2%、27年度は3%、28、29年度は5%

・平均給与等要件の見直し：全従業員の平均給与→継続従業員の平均給与

②復興特別法人税の廃止：復興特別法人税の課税期間を1年前倒して終了し、26年4月1日以後に開始する事業年度から廃止されます。

③交際費課税の緩和：飲食のための支出の50%を損金算入することができるようになります。

☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

1. 4月分源泉所得税の納付

2. 3月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税)

3. 9月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税)

4. 6月・9月・12月決算法人の消費税中間申告

納付期限.....5月12日

申告期限.....6月2日

申告期限.....6月2日

申告期限.....6月2日